

苫小牧CCUS・ゼロカーボン推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、苫小牧CCUS・ゼロカーボン推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」への挑戦に向けた機運を高めると共に、二酸化炭素の回収・有効利用・貯留（以下「CCUS」という。）やカーボンリサイクル、水素・アンモニア、再生可能エネルギー等を活用した脱炭素に関連する実証試験等のプロジェクトや関連産業の誘致、地元産業との連携による新たな産業展開や雇用創出など、地域の脱炭素化と地域経済の活性化に向け、市民や地元企業など地域一体となった取り組みを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ゼロカーボンシティ挑戦に向けた機運の醸成に関する事。
- (2) CCUS・カーボンリサイクル、水素・アンモニア、再生可能エネルギー等を活用した脱炭素に関連する実証試験等のプロジェクトや関連産業の地元誘致に関する事。
- (3) (2)の取り組みを促進するために必要な調査及び検証に関する事。
- (4) 脱炭素に関連する企業や市民等への広報及び周知活動やその他情報発信に関する事。
- (5) 地元企業等とCCUS・カーボンリサイクル等の脱炭素関連産業との連携促進に関する事。
- (6) 会員間の連携による新たなプロジェクトや産業の創出に向けた活動に関する事。
- (7) その他協議会の目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する個人、法人及びその他の団体とする。

2 協議会の会員になろうとする者は、理事会において出席者の3分の2以上の承認を得なければならない。

3 会員が協議会を退会する場合は、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 1名
 - (4) 理事 10名程度
 - (5) 環境担当 2名
- 2 会長は、苫小牧市長とする。
 - 3 副会長は、苫小牧商工会議所会頭とする。
 - 4 監事は、苫小牧港管理組合専任副管理者とする。
 - 5 理事は、前条の会員の中から会長が指名し、総会の承認を得て選任する。

6 環境担当は、苫小牧市環境衛生部及び苫小牧漁業協同組合とする。

(役員)の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の経理を監査し、総会に報告する。
- 4 理事は、第8条に定める理事会の業務を行う。
- 5 環境担当は、プロジェクトや協議会の活動等について、環境保全の観点から必要に応じて助言等を行う。

(総会)

第7条 総会は、第4条の会員をもって構成する。

- 2 総会は、次の事項について審議する。
 - (1) 第3条に掲げる事業に関すること。
 - (2) 理事会及び専門部会の審議に付すべき事項に関すること。
 - (3) 規約の制定又は改廃に関すること。
 - (4) 事業計画並びに収支予算及び収支決算に関すること。
 - (5) その他協議会の事業及び運営に関する重要事項。
- 3 特に緊急を要するため総会を招集する時間的な余裕がないと会長が認めるときは、会長は理事会に付議し、理事会において決議することができる。ただしこの場合、その事項について次の総会において報告する。
- 4 総会は、通常総会及び臨時総会とし、対面又は書面等において毎会計年度1回以上開催する。
- 5 総会は、会長が招集する。
- 6 総会の議長は、会長が務める。
- 7 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 8 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 会長は、必要があると認めるときは、総会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 10 止むを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ書面で表決し、又は代理人をして表決を委任することができる。この場合、第7項の適用については出席したものとみなす。

(理事会)

第8条 会長は、協議会が円滑に機能するため、理事会を置く。

- 2 理事会は、理事及び必要に応じて会長が指名する会員をもって構成し、その定数は20名以内とする。
- 3 理事会は、会長が招集する。
- 4 理事会の議長は、会長が指名する。
- 5 理事会は、総会に付議すべき事項を事前審議するほか、総会においてあらかじめ指定した軽易な事項について決議するものとする。
- 6 理事会は、前項の規定により審議した事項を次の総会において報告しなければならない。
- 7 理事会の議決は、出席者の3分の2以上の多数をもって決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

8 前条第7項及び第9項の規定は、理事会の会議について準用する。

(専門部会)

第9条 会長は次の事項及び、総会又は理事会において指定した事項について、その目的達成に必要な事項を調査研究等をするために、必要な部会を置くことができる。

(1) CCUS・カーボンリサイクル専門部会(以下「CCUS部会」という。)

(2) 再生可能エネルギー・水素・運輸・データセンター専門部会(以下「再エネ水素部会」という。)

(3) 民生部門専門部会(以下「民生部会」という。)

2 専門部会には、それぞれ専門部会長を置くこととし、専門部会長は会長が指名し総会の承認を得て選任する。

3 専門部会には、次の通り部会担当を置く。

(1) CCUS部会担当は苫小牧市産業経済部とする。

(2) 再エネ部会担当は苫小牧商工会議所とする。

(3) 民生部会担当は苫小牧市環境衛生部とする。

(4) その他の専門部会の部会担当については必要に応じて協議の上決定するものとする。

4 専門部会は、必要に応じて専門部会長が招集する。

5 専門部会は、第4条の会員及び会員以外の者から専門部会長が指名した者をもって構成する。

6 専門部会長は、会長の求めに応じて、専門部会の活動内容を報告する。

(オブザーバー)

第10条 協議会は、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会長の要請に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会計)

第11条 協議会の運営等に要する経費は、別に定める負担金及びその他収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、苫小牧市産業経済部、苫小牧市環境衛生部、苫小牧市総合政策部及び苫小牧商工会議所に置く。

2 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

3 事務局長は、苫小牧市産業経済部企業政策室長とする。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成22年4月20日から施行する。

2 協議会の設立当初の会計年度は、第11条第2項の規定にかかわらず、平成22年4月20

日から平成23年3月31日までとする。

附 則 (平成23年 6月10日改正)

附 則 (平成28年 5月30日改正)

附 則 (平成29年 5月29日改正)

附 則 (平成30年 5月28日改正)

附 則 (令和 2年 9月16日改正)

附 則 (令和 3年10月14日改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成23年 6月10日から施行する。
- 2 この規約は、平成28年 5月30日から施行する。
- 3 この規約は、平成29年 5月29日から施行する。
- 4 この規約は、平成30年 5月28日から施行する。
- 5 この規約は、令和 2年 9月16日から施行する。
- 6 この規約は、令和 3年10月14日から施行する。